

関東学生アーチェリー連盟  
リーグ戦競技規約

## 第1条（適用）

1. 本競技規約は、関東学生アーチェリーリーグ戦に適用される。

## 第2条（出場資格）

1. 競技者は、本連盟規約に定めるところの学生競技者資格を有し、且つ本連盟リーグ戦期間中に通常履修年を越えない者とする。但し、留学・病気等を理由に休学していた者はこの限りではない。また、特別大学の者はその履修年限に従うが、詳細は全日本学生アーチェリー連盟詳則に則る事とする。
2. 男子リーグ戦は男子選手のみ、女子リーグ戦は女子選手のみ出場を認める。

## 第3条（服装規定）

1. リーグ戦では、1チームを構成するメンバーはそのチーム内で統一された上衣・下衣をユニフォームとして着用しなければならない。但し、未登録リーグにおいては1チームが複数校により構成されることがあるため、同一校に所属する選手間で、統一したユニフォームを着用して出場すれば特に問題としない。防寒衣・防水衣に関しては統一する必要はない。
2. <ユニフォーム：上衣>  
男女共に長袖あるいは半袖シャツを着用しなければならない。ユニフォームは統一された色・デザインであると認められるならば、長袖と半袖の差は問題にしない。ランニングシャツ・タンクトップ等の袖の無い形状のシャツはユニフォームとなり得ない。Tシャツは下着と認められるものでなければユニフォームにする事ができる。  
ユニフォームの上衣は必ず所属団体名を明記したものとし、団体名は他団体と混同されない範囲であれば略称の使用も認め、正式名称に限らない。
3. <ユニフォーム：下衣>  
女子は「スカート」、「ハーフパンツ」、「スラックス」または「ジャージ」、男子は「スラックス」、「ハーフパンツ」または「ジャージ」に限り着用を認める。  
男女共にハーフパンツにおいては競技者が腕を体側に沿って垂らして指を伸ばした時に指先より短くてはならない。
4. <防寒衣・防水衣>  
上衣・下衣共に防寒衣・防水衣の着用は認められる。チームで統一する必要は無い。
5. <靴>  
競技場では原則的に運動靴を着用しなければならない。色は問わない。ビジネスシューズ・サンダルは認められない。
6. 機能面・安全面に問題がある衣服・靴に関しては、全て着用を認めない。

#### 第4条（競技方法）

1部の競技方法については以下のように定める。

1. 出場選手は、男子については各校6名から8名、女子については各校4名から8名とする。但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、男子については各校4名から8名、女子については各校3名から8名とする。
2. 本競技は70mラウンドの団体戦とする。男子は各チーム上位6名、女子は各チーム上位4名の合計点で勝敗を決する但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、男女ともに各チーム4名で勝敗を決するものとする。
3. 得点が両チーム同点だった場合には、男子は各チーム上位6名、女子は各チーム上位4名の総10点数で勝敗を決する。総10点数も同じだった場合、総X数で勝敗を決する。但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、男女ともに各チーム4名で勝敗を決するものとする。なお、1部2部入れ替え戦は別日程にて行い、70mラウンドの結果にて勝敗を決する。合計得点（10点およびXの数を含む）が同点となった場合、入れ替え戦への出場チーム決定や入れ替え戦自体の勝敗決着、および全日本学生王座決定戦の申請に関わる順位付けが必要な場面においては、シュートオフを実施して決定するものとする。なお、シュートオフの実施にあたっては、当該試合の登録メンバーの中から選定した任意の男子は各チーム6名、女子は各チーム4名により各1射ずつの行射を行い、その合計得点によって勝負を決定する。万が一、シュートオフの合計得点においても決着がつかない場合は、全射の中で最も中心に近い矢を記録した大学を勝ちとする
4. 本競技は2立で行い、立順は連盟がランダムに決定する。180秒本数無制限の試射を2回行い、1回目から180秒6本完射6本矢取りとする。行射順序は以下のとおりとする。

試射	AB行射-C D行射	矢取り	CD行射-AB行射	矢取り
70m競技	AB行射-C D行射	矢取り	CD行射-AB行射	矢取り

2部の競技方法については以下のように定める。

1. 出場選手は、男子については各校6名から8名、女子については各校4名から8名とする但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、男子については各校4名から8名、女子については各校3名から8名とする。
2. 本競技は50m30mラウンドの団体戦とする。男子は各チーム上位6名、女子は各チーム上位4名の合計点で勝敗を決する。但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、男女ともに各チーム4名で勝敗を決するものとする。
3. 得点が両チーム同点だった場合には、男子は各チーム上位6名、女子は各チーム上位4名の総10点数で勝敗を決する。総10点数も同じだった場合、総X数で勝敗を決する。但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、男女ともに各チーム4名で勝敗を決するものとする。なお、2

部3部入れ替え戦は別日程にて行い、50m30mラウンドの結果にて勝敗を決する。合計得点（10点およびXの数を含む）が同点となった場合、入れ替え戦への出場チーム決定や入れ替え戦自体の勝敗決着に関わる順位付けが必要な場面においては、シュートオフを実施して決定するものとする。なお、シュートオフの実施にあたっては、当該試合の登録メンバーの中から選定した任意の男子は各チーム6名、女子は各チーム4名により各1射ずつの行射を行い、その合計得点によって勝敗を決定する。万が一、シュートオフの合計得点においても決着がつかない場合は、全射の中で最も中心に近い矢を記録した大学を勝ちとする。

4. 本競技は2立で行い、立順は連盟がランダムに決定する。50mは180秒本数無制限の試射を2回行い、1回目から180秒6本完射6本矢取り、30mは90秒3本完射3本矢取りとする。行射順序は以下のとおりとする

試射（本数無制限）	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り
50m競技	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り
30m競技	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り

3部の競技方法については以下のように定める。

1. 出場選手は、各校6名から8名とする。リーグ戦競技規約第20条の特例措置を採用する場合には、男子については各校4名から8名とする。
2. 本競技は50m30mラウンドの団体戦とする。各チーム上位6名の合計得点で勝敗を決する。但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、各チーム4名で勝敗を決するものとする。
3. 得点が両チーム同点だった場合には、各チーム上位4名の総10点数で勝敗を決する。総10点数も同じだった場合、総X数で勝敗を決する。合計得点（10点およびXの数を含む）が同点となった場合、入れ替え戦への出場チーム決定や入れ替え戦自体の勝敗決着に関わる順位付けが必要な場面においては、シュートオフを実施して決定するものとする。なお、シュートオフの実施にあたっては、当該試合の登録メンバーの中から選定した任意の各チーム6名により各1射ずつの行射を行い、その合計得点によって勝敗を決定する。万が一、シュートオフの合計得点においても決着がつかない場合は、全射の中で最も中心に近い矢を記録した大学を勝ちとする。
4. 本競技は2立で行い、先攻(A立)・後攻(B立)は連盟がランダムに決定する。50mは180秒本数無制限の試射を2回行い、1回目から180秒6本完射6本矢取り、30mは90秒3本完射3本矢取りとする。行射順序は以下のとおりとする

試射（本数無制限）	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り
5 0 m 競技	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り
3 0 m 競技	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り

未登録リーグの競技方法においては以下のように定める。

1. 出場選手は、各校3名以上とする。
2. 本競技は50m30mラウンドの団体戦とする。各チームを構成する全選手の平均点によって勝敗を決する。同点の場合は引き分けとする。
3. 本競技は2立で行い、立順は連盟がランダムに決定する。50mは180秒本数無制限の試射を2回行い、1回目から180秒6本完射6本矢取り、30mは90秒3本完射3本矢取りとする。行射順序は以下のとおりとする

試射（本数無制限）	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り
5 0 m 競技	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り
3 0 m 競技	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り

1部2部入れ替え戦の競技方法については以下のように定める。

1. 入れ替え戦はリーグ戦全日程終了後、1部リーグの下位4校および2部リーグの上位4校によって行われる。この対戦における上位4位までを、翌年度の1部リーグの所属とし下位を2部リーグの所属とする。
2. 出場選手は、男子については各校6名から8名、女子については各校4名から8名とする。但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、男子については各校4名から8名、女子については各校3名から8名とする。
3. 本競技は70mラウンドの団体戦とする。男子は各チーム上位6名、女子は各チーム上位4名の合計点で勝敗を決する。但し、リーグ戦競技規約第18条の特例措置を採用する場合には、男子は各チーム上位4名、女子は各チーム上位3名の合計で勝敗を決するものとする。

4. 得点が両チーム同点だった場合には、男子は各チーム上位 6 名、女子は各チーム上位 4 名の総 10 点数で勝敗を決する。総 10 点数も同じだった場合、総 X 数で勝敗を決する。但し、リーグ戦競技規約第 18 条の特例措置を採用する場合には、男子は各チーム上位 4 名、女子は各チーム上位 3 名の合計で勝敗を決するものとする。合計得点（10 点および X の数を含む）が同点となった場合、入れ替え戦自体の勝敗決着に関わる順位付けが必要な場面においては、シュートオフを実施して決定するものとする。なお、シュートオフの実施にあたっては、当該試合の登録メンバーの中から選定した任意の男子は各チーム 6 名、女子は各チーム 4 名により各 1 射ずつの行射を行い、その合計得点によって勝負を決定する。万が一、シュートオフの合計得点においても決着がつかない場合は、全射の中で最も中心に近い矢を記録した大学を勝ちとする。
5. 本競技は 2 立で行い、立順は連盟がランダムに決定する。180 秒本数無制限の試射を 2 回行い、1 回目から 180 秒 6 本完射 6 本矢取りとする。行射順序は以下のとおりとする

試射	A B 行射 - C D 行射	矢取り C D 行射 - A B 行射	矢取り
70 m 競技	A B 行射 - C D 行射	矢取り C D 行射 - A B 行射	矢取り

2 部 3 部入れ替え戦の競技方法については以下のように定める。

1. 入れ替え戦はリーグ戦全日程終了後、2 部リーグの下位 4 校および 3 部リーグの上位 4 校によって行われる。この対戦における上位 4 位までを、翌年度の 2 部リーグの所属とし下位 4 位をまでを 3 部リーグの所属とする。
2. 出場選手は、各校 6 名から 8 名とする。但し、リーグ戦競技規約第 18 条の特例措置を採用する場合には、各校 4 名から 8 名とする。
3. 本競技は 50 m 30 m ラウンドの団体戦とする。各チーム上位 6 名の合計点で勝敗を決する。但し、リーグ戦競技規約第 18 条の特例措置を採用する場合には、各チーム上位 4 名の合計で勝敗を決するものとする。
4. 得点が両チーム同点だった場合には、各チーム上位 6 名の総 10 点数で勝敗を決する。総 10 点数も同じだった場合、総 X 数で勝敗を決する。但し、リーグ戦競技規約第 18 条の特例措置を採用する場合には、男子は各チーム上位 4 名、女子は各チーム上位 3 名の合計で勝敗を決するものとする。合計得点（10 点および X の数を含む）が同点となった場合、入れ替え戦自体の勝敗決着に関わる順位付けが必要な場面においては、シュートオフを実施して決定するものとする。なお、シュートオフの実施にあたっては、当該試合の登録メンバーの中から選定した任意の各チーム 6 名により各 1 射ずつの行射を行い、その合計得点によって勝負を決定する。万が一、シュートオフの合計得点においても決着がつかない場合は、全射の中で最も中心に近い矢を記録した大学を勝ちとする。

5. 本競技は2立で行い、立順は連盟がランダムに決定する。50mは180秒本数無制限の試射を2回行い、1回目から180秒6本完射6本矢取り、30mは90秒3本完射3本矢取りとする。行射順序は以下のとおりとする

試射（本数無制限）	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り
50m競技	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り
30m競技	A B 行射－C D 行射	矢取り
	C D 行射－A B 行射	矢取り

#### 第5条（競技者の弓具）

1. もしも審判員の検査を受けていない弓具を使用する必要がある時には、競技者は自分の責任において使用前にその用具を審判員に提示して検査を受けなければならない。競技の途中で審判員の許可を得て、使用する用具を他の物あるいはセットに換えることは検査を受けた上で認められる。
2. 本競技規約に違反する用具の使用が発見された競技者は、それまでの得点の全てを失う。もしくは競技責任者の判断により失格となる。

#### 第6条（リカーブ部門の用具の通則）

1. 多色に塗り分けられたハンドル及びアッパーリムの内側にある商標のある弓は使用することができない。
2. 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を組み合わせる事ができる。  
弦は引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1箇所（箇所）のノッキングポイントと、その位置を知るための1個または2個のノックロケーター及び張る時にストリングノックにはめるためのループを両端に有している。その他にリップマークまたはノーズマークとして1個の付着物を弦に付ける事が許される。
3. アローレスト・プランジャー・クリッカー・クリッカープレートはそれぞれ1個ずつ使用する事ができる。
4. ボウサイトは1個のみ使用する事ができる。但し2個以上の照準点を有していない事。サイトピンにファイバーオプティックを使用する事は認められが、一方の先端部がフルドロー時に競技者の視野の外側に取り付けられ、もう一方が競技者の視野内にある場合、曲がる前の直線部分が2cmを超えていなければ、全長が2cmを超えてもよい。なおフルドロー時、光る照準点は1点でなければならない。

5. スタビライザー類は複数使用する事ができるが以下の条件がある。
  1. 弓のガイドとならない事
  2. 弓以外のもの（地面等）に触れていない事
  3. シューティングライン上で他の競技者の障害とならない事
  
6. シャフトの最大直径は9.3 mm を超えてはならない。矢にはクレストをつけても良い。  
シャフトには 競技者の名前またはイニシャルを書き、全て同じ色のシャフト、同じ形状及び色の組み合わせの羽根、同じ色のノックとし、クレストをつけるときには同じ色の組み合わせの模様とする。

#### 第7条（競技場のレイアウト）

1. 距離は各標的の面中心の真下の位置からシューティングラインまでを正確に計測する。許容誤差は70mにおいては±30 cm以内とし、50 m・30 mにおいては±15 cm以内とする。
  
3. ウェイティングラインは原則としてシューティングラインの5 m後方に設置する事とするが、射場の広さによってはできる範囲で設置すればよい。
  
3. シューティングライン前方3 mの位置に3 mラインを設置する。
  
4. 各標的は10～15度後傾して設置する。但し、1列に並べられた標的は全て同じ角度とする。各標的には標的番号が付けられる。
  
5. 標的面の中心は平らにならした地上から130 cmの高さに設置し、高さの許容誤差は±5 cm以内とする。競技場内のバットレス（畳）に取り付けられた標的の面中心の高さは常に一直線に見えるようにする。
  
6. 各標的に対応するシューティングライン上に印がつけられ、標的番号に対応する番号板（立番）を設置する。

## 第8条（射場の設備）

### 1.<標的面>

70m ラウンドでは直径 122cm 標的面、50m30m ラウンドでは直径 80cm 標的面を用いる。

### 2. <バットレス：畳・脚>

風等で倒されるのを防止するために、地面に確実に固定する。

### 3. <時間管理装置>

競技場に備えついている装置で管理する。

### 4. <その他の機材>

風向きを知るためにイエローフラッグを、全部または1つおきにバットレス上端中央に立てる。射場の都合によって設置できない場合は設置しなくてもよい。

## 第9条（設営と射場確認）

1. 設営は当連盟の役員、選手、応援の学生によって行う。設営を行う際、当連盟の役員の指示をもとに行う。

## 第10条（射場確認）

1. 当連盟に所属する役員、1級審判員によって射場確認を行う。

## 第11条（選手集合）

1. 男女リーグ戦実施要項に記載されている時刻に選手は集合する。

## 第12条（競技役員）

1. 競技役員は大会の運営を行う当連盟の役員とする。（競技責任者は、競技委員長が務める。）

2. 不測の問題が生じた場合最終決定は競技責任者に一任される。

### 第13条（得点記録）

1. スコアカードの提出後は、点数に合意したとみなし、スコアカードの個人の得点が誤っていた場合は訂正することができない。チームの合計得点は、集計後、確認・訂正期間内の訂正は可能とする。確認・訂正期間は集計結果が発表されてから3日以内とする。確認・訂正期間後は、点数に合意したとみなし、チームの合計得点が誤っていた場合、訂正することができない。
2. 競技役員は記録用紙のサインを確認した上で回収し、記録委員会に提出されたものによって記録を承認したものとみなす。

### 第14条（試合の成立）

1. 原則として悪天候等の理由で競技が中断・中止される事はない。ただし、保安上問題があると思われるとき、及び日没によって競技続行不可能と認められたときには競技は中断・中止される。これらの決定は競技委員長か本連盟委員長または本連盟副委員長が行う。
2. 試合が中止された場合には、その試合における得点記録は全て無効となる。

### 第15条（応援）

1. 当連盟は政府、地方自治体、競技会場からの方針に応じ、別途規約を定める。

### 第16条（棄権）

正当な理由無しに、選手集合の段階で男子6名、女子4名が揃っていなかった場合は棄権とする。但し、正当な理由があり集合時間までに競技委員長に連絡し認められた場合は、この限りではない。

### 第17条（失格の定義）

本規約の失格とは、個人得点を無効にすることを意味する。よって失格となった選手の得点は団体得点に含むことができない。また、競技中に審判員によって失格が告げられた場合、その時点から競技に参加することはできない。

### 第18条（特例措置）

本連盟は加盟校に対し各校に在籍する競技者人数に関する調査を行う。本規約第4条に明記された人数の出場ができない大学が男女各部において4分の1以上存在する場合、特例としてそれぞれ男子4人、女子3人を出場最低人数とする競技形式を実施することが出来る。実施する場合には、代表者会議（連盟規約第29条に定める）において加盟校の承認を得る必要がある。

